

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

学校給食栄養報告

### 2 調査の目的

小学校、中学校及び夜間定時制高等学校の学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食事内容の充実を図ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

完全給食を実施する公立の小学校、中学校、夜間定時制高等学校及び共同調理場

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約330（約15,000）

内訳：小学校約190（約9,700）、中学校約50（約2,300）、夜間定時制高等学校約40（約350）、共同調理場約50（約2,500）

1人当たりの消費量については、小学校では小学校1年生から6年生までの摂取量等が異なるため、中間の小学校3年生・4年生の児童及び学級担任の平均値を報告する。中学校及び夜間定時制高等学校は、全校生徒及び学級担任の平均値を報告する。

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

学校給食実施状況調査（文部科学省実施の一般統計調査）において把握している給食調理場数を母集団情報とし、公立の小学校、中学校及び夜間定時制高等学校の完全給食実施校のうち学校種ごとに、単独調理場方式の学校については50校に1校の割合で、共同調理場については50場に1場の割合で、各都道府県教育委員会が無作為に選定する。

詳細は、別添1「学校給食栄養報告」標本数の決め方のとおり。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ①報告年月    ②都道府県名    ③報告対象学校区分    ④報告対象学校名  
⑤共同調理場名    ⑥給食人員    ⑦料理名    ⑧調理形態  
⑨食品区分    ⑩食品番号    ⑪1人当たり消費量    ⑫1人当たりの平均摂取栄養量

[集計しない事項の有無]    無    有

・料理名及び調理形態に関する事項は、事実確認のために記載を求めている事項であり、疑義照会として用いる。

(2) 基準となる期日又は期間

令和6年6月及び令和6年11月の第3週の5日間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

(配布) 文部科学省－各都道府県教育委員会－報告者

(回収) 報告者－各都道府県教育委員会－民間事業者－文部科学省

(2) 調査方法

郵送調査     オンライン調査 ( 政府統計共同利用システム     独自のシステム     電子メール)

調査員調査     その他 (                    )

[調査方法の概要]

- ① 文部科学省が各都道府県教育委員会に電子メール (LGWAN) にて調査依頼
- ② 各都道府県教育委員会が報告者を選定し、その報告者に電子メール (LGWAN) にて調査依頼
- ③ 報告者が調査票に回答を入力し、各都道府県教育委員会に電子メール (LGWAN) にて報告
- ④ 各都道府県教育委員会が報告者からの回答を取りまとめ、電子メールにて民間事業者に報告
- ⑤ 民間事業者が集計作業を行い、電子メールにて文部科学省に結果を報告。各報告者に係る調査票情報についても、併せて文部科学省に提出。

※ 電子メールの送受信に際しては、個人アドレスではなく、課のアドレスを利用して行い、情報の漏洩等を防いでいる。

添付ファイルにはパスワードを設定し管理している。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り     毎月     四半期     1年     2年     3年     5年     不定期     その他 (                    )

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和4年6月及び令和4年11月の第3週の5日間)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の実施期間：令和6年6月及び令和6年11月の第3週の5日間

調査票の提出期限：令和6年7月末日、令和6年12月末日

8 集計事項

① 栄養素等摂取状況（平均摂取量）

② 使用食品の分類別摂取状況（摂取量）

なお、学校給食が季節によって使用する食材が異なるため、6月と11月に調査した平均値を集計している。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(3) 公表の期日：令和7年6月中旬

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、学校給食における栄養内容等の実態を把握する調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が生じないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：5年保存

調査票の内容を記録した電磁的記録：無期限

(2) 保存責任者

初等中等教育局健康教育・食育課長

## 「学校給食栄養報告」標本数の決め方について

## 1 標本学校数の算出

各都道府県教育委員会は、域内における完全給食を実施する公立の小学校、中学校、夜間定時制高等学校及び共同調理場の数をそれぞれ50で除し、調査対象となる学校等の数を算出する（小数点以下切り上げ）。

## 2 標本学校等の抽出

学校等の数が確定したら、小学校、中学校、夜間定時制高等学校及び共同調理場ごとに、地域等を考慮したうえで抽出番号を付与。

抽出間隔となる抽出間隔数（50）以下の1つの数字を無作為に選び、第1番目の抽出番号とする。順次これに抽出間隔数（50）を加え、標本学校等を抽出。

なお、標本学校の選定にあたっては、調査履歴等を考慮し決定。

（例1）母集団数555箇所の場合

$$555 \div 50 = 11.10 \quad \underline{\text{抽出箇所数}} \quad 12$$

（例2）母集団数32箇所の場合

$$32 \div 50 = 0.64 \quad \underline{\text{抽出箇所数}} \quad 1$$

区分	定義
単独調理場	学校の同一敷地内で学校給食実施のための業務を行なう調理場。 ※特に決められた定義はない
共同調理場	「二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設」（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条） ※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条にいう教育機関であるため、同条の規定に基づき条例により設置する必要がある。

栄養素等摂取状況(平均摂取量)

令和●年度

区 分		小学校			中学校			夜間定時制 高等学校
		単独校	共同調理場	全 体	単独校	共同調理場	全 体	
エネルギー	Kcal							
たんぱく質	g							
	%							
(うち動物性たんぱく質)	g							
脂質	g							
	%							
(うち動物性脂質)	g							
ナトリウム(食塩相当量)	g							
カルシウム	mg							
マグネシウム	mg							
亜鉛	mg							
鉄	mg							
ビタミンA	μ gRAE							
ビタミンB1	mg							
ビタミンB2	mg							
ビタミンC	mg							
食物繊維	g							

使用食品の分類別摂取状況(摂取量)

令和●年度

(g)

区 分			小学校			中学校			夜間定時制 高等学校
			単独校	共同調理場	全 体	単独校	共同調理場	全 体	
小麦粉製品類	主食(小麦粉重量)	パン めん							
	主食以外(製品重量)								
米等									
強化米									
牛乳									
芋及びでんぷん類									
砂糖類									
豆類									
豆製品類									
種実類									
緑黄色野菜類									
その他野菜類									
果物類									
きのこ類									
藻類									
魚介類									
小魚類									
肉類									
卵類									
乳類									
油脂類									
その他	菓子類								
	嗜好飲料類								
	調味料及び香辛料								
	調理加工食品類								
	水分								
その他									
計									

復元推計の方法について

集計結果は回答の単純平均であり、推計は加えていない。